

水道使用申込書

千歳市公営企業管理者 様

次のとおり給水契約を申し込みます。

お客さま番号

※ 太枠内の必要事項をボールペンで記入してください。

申込年月日、フリガナ、お客さま名、ご使用場所、お電話番号、郵送物の送付先、前住所、料金支払方法

※千歳市水道事業給水条例が 水道局処理欄 契約の内容となります。

千歳市水道料金・下水道使用料

預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書



取扱金融機関 御中

私は、千歳市水道局へ支払う水道料金・下水道使用料を口座振替(自動払込み)により納付したいので、下記の約定を承認のうえ、本書により依頼します。

金融機関コード、店番、預金種目、口座番号、種目コード、契約種別コード、通帳記号、通帳番号

フリガナ、口座届出印、住所、口座名義人

-金融機関との口座振替約定-
1 貴金融機関に千歳市水道局から水道料金等の納入通知書が送付されたときは、私に通知することなく、振替日に納入通知書記載の金額を預金口座から引落としのうえ支払ってください。
2 振替日において納入通知書記載の金額が預金口座から払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは私に通知することなく、納入通知書を千歳市水道局に返却してもさしつかえありません。
3 私の都合により、預金口座振替契約を中止するときは、貴金融機関に届け出ます。なお、長期間にわたり千歳市水道局から請求がないなど相当の理由があるときは、特に申出のない限り、貴金融機関は契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
4 この預金口座振替について仮に紛議が生じても、貴金融機関の責による場合を除き、貴金融機関には迷惑をかけません。
※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。
-水道局との約定-
1 2か月分連続して口座の振替不能が続いたときは、口座振替登録を抹消してもさしつかえありません。

-ご案内-
1 口座振替をご利用できる金融機関は、千歳市内にある金融機関の全国本支店口座、全国各地のゆうちょ銀行口座です。
2 口座振替の開始までに2か月程度かかる場合があります。それまでの間は納入通知書により、コンビニ・金融機関などの窓口またはクレジットカードでお支払いください。
3 振替(払込)日は、毎月25日(再振替日は翌月10日)です。(土・日・祝日など金融機関休業日のときは翌営業日です。)
4 訂正した箇所については、口座届出印を押印してください。
5 お届けのあった氏名の字体によっては、電算処理の関係から常用漢字に置き換えて登録し、検針のお知らせなどに表示されますのでご了承願います。
6 還付金が生じたときは、上記金融機関等の口座へ振込しますのでご了承願います。

千歳市水道事業給水条例はこちら



金融機関使用欄 (ゆうちょ銀行を除く)

金融機関様へお願い
この依頼書に不備がありましたら、該当項目に○をつけ、千歳市水道局へ返送してください。
1 口座番号相違 2 名義人相違 3 届出印相違 4 取引なし 5 その他()

※ この依頼書(申込書)は、千歳市水道局へ郵送または持参する場合に限りご利用いただけます。金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)窓口では受付できません。
依頼書(申込書) 郵送先・不備返送先 〒066-8686 千歳市東雲町3丁目2番地の5 千歳市水道局料金センター